

支庁名	住所	連絡先
石狩支庁 産業振興部建設指導課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	電話 011-204-5833 FAX 011-232-1022
渡島支庁函館土木現業所 企画総務部建設指導課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	電話 0138-47-9466 FAX 0138-47-9208
檜山支庁 産業振興部建設指導課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	電話 0139-52-6632 FAX 0139-52-4643
後志支庁 産業振興部建設指導課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	電話 0136-23-1373 FAX 0136-22-0905
空知支庁 産業振興部建設指導課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	電話 0126-20-0067 FAX 0126-23-2253
上川支庁旭川土木現業所 企画総務部建設指導課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	電話 0166-46-5947 FAX 0166-46-5209
留萌支庁留萌土木現業所 企画総務部建設指導課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2	電話 0164-42-8449 FAX 0164-42-5782
宗谷支庁稚内土木現業所 企画総務部建設指導課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	電話 0162-33-2930 FAX 0162-33-2530
網走支庁網走土木現業所 企画総務部建設指導課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	電話 0152-41-0642 FAX 0152-43-7956
胆振支庁室蘭土木現業所 企画総務部建設指導課	〒051-8558 室蘭市幸町9番11号	電話 0143-24-9594 FAX 0143-23-8050
日高支庁 産業振興部建設指導課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56	電話 0146-22-9293 FAX 0146-22-7518
十勝支庁帯広土木現業所 企画総務部建設指導課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	電話 0155-27-8601 FAX 0155-23-5325
釧路支庁 産業振興部建設指導課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	電話 0154-43-9192 FAX 0154-41-1226
根室支庁 産業振興部建設指導課	〒087-8558 根室市常盤町3丁目28番地	電話 0153-23-6832 FAX 0153-23-6217

問い合わせ先

耐震診断窓口の開設日やお申し込みなど耐震診断の実施に関する事
各実施機関へお問い合わせ下さい。
その他耐震診断に関するお問い合わせ
北海道建設部住宅局建築指導課建築基準グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111 内線 29-472
FAX 011-232-0147
申込書は中面に記載しているほか、北海道のホームページからダウンロードで
きます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/>

戸建て 住宅の

耐震診断のご案内

近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広がっています。また、道内においても、地震による被害がたびたび発生しており、地震被害の軽減に向けて住宅・建築物の耐震化は大きな課題となっています。
このような状況から、道では道民の方々の地震に対する不安の解消と住宅の耐震改修等を促進するため、木造住宅を対象とした耐震診断窓口を開設します。

対象住宅

次に示す戸建て木造住宅を対象とします。

- ・ 2階建て以下
- ・ 延べ床面積は500㎡以下
- ・ 申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること

診断方法

「木造住宅の耐震診断と補強方法（財団法人日本建築防災協会）」の一般診断法により実施します。診断は図面及び申請者からの申告に基づき行うこととし、現地調査は実施しません。

実施機関

各支庁産業振興部建設指導課及び土木現業所企画総務部建設指導課
（裏面参照）

耐震診断窓口

実施機関において、月1回程度耐震診断窓口を開設し、耐震診断を実施します。
窓口開設日は、各実施機関にお問い合わせ下さい。

診断費用

無料です。

申請手続き

耐震診断を希望する方は、次に示す申請手続きが必要となります。
・ あらかじめ耐震診断申込書を実施機関へ郵送又はFAXにより、事前受付を行って下さい。
・ 耐震診断窓口開設日に住宅の図面（仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの）のコピーを持参して下さい。
実施機関では、申込書及び図面に基づき建物の状況について聞き取り調査を行います。なお、診断の結果は、後日お知らせいたします。

留意事項

- ・ 図面がない場合は、診断に必要な情報を得られませんので診断をお受けすることができません。
- ・ 事前受付により、多数の申し込みがあった場合は、耐震診断の実施が遅れる場合もありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・ 診断結果は、聞き取り及び図面から得られる情報により判断してものです。住宅の耐震性の判断の目安として下さい。

耐震診断申込書

支庁産業振興部（土木現業所企画総務部）建設指導課長 様

申込日 平成 年 月 日

申 込 者	住 所	
	氏 名	
	申込者の要件	住宅の所有者 住宅の居住者
	連絡先	電話
住 宅	所在地	（申し込み住所と異なる場合のみ記入してください）
	完成年	昭和 年 平成 年
	所有者名	（申込者と異なる場合のみ記入してください）

必要書類	耐震診断申込書（様式 1 - 2 とも） 住宅の図面（仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの） 診断結果の郵送を希望する場合は返信用封筒（宛名記入 + 切手）
結果報告方法	来庁 平成 年 月 日 午前・午後 時 郵送

様式 1 - 2 も記載願います。

老朽度の調査部位と診断項目

部位	材料、部材等	対象の有 無	劣化事象	劣化の有 無
屋根、葺き材	金属板		変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれがある	
	瓦・スレート		割れ、欠け、ずれ、欠落がある	
樋	軒・呼び樋		変退色、さび、割れ、ずれ、欠落がある	
	縦樋		変退色、さび、割れ、ずれ、欠落がある	
外壁 仕上げ	木製版、合板		水浸み痕、こけ、割れ、抜け節、じれ、腐朽がある	
	窯業系サイディング		こけ、割れ、ずれ、欠落、シール切れがある	
	金属サイディング		変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれ、目地空き、シール切れがある	
	モルタル		こけ、0.3mm 以上の亀裂、剥落がある	
露出した躯体			水浸み痕、こけ、腐朽、蟻道、蟻害がある	
バル コ ニ ー	手すり壁	木製板、合板	水浸み痕、こけ、割れ、抜け節、じれ、腐朽がある	
		窯業系サイディング	こけ、割れ、ずれ、欠落、シール切れがある	
		金属サイディング	変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれ、目地空き、シール切れがある	
	外壁との接合部	外壁面との接合部に亀裂、隙間、緩み、シール切れがある		
床排水			壁面を伝って流れている、または排水の仕組みがない	
内 壁	一般室	内壁、窓下	水浸み痕、はがれ、亀裂、カビがある	
	浴室	タイル壁	目地の亀裂、タイルの割れがある	
		タイル以外	水浸み痕、変色、亀裂、カビ、腐朽ち、蟻害がある	
床	床面	一般室	傾斜、過度の振動、床鳴りがある	
		廊下	傾斜、過度の振動、床鳴りがある	
	床下		基礎の亀裂や床下部材に腐朽、蟻道、蟻害がある	

わかる範囲で記入して下さい。